

長崎市告示第 5 7 8 号

長崎市開発許可に関する条例（平成 21 年長崎市条例第 16 号）第 8 条第 1 項
第 1 号の区域を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定より告示する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

長崎市長 鈴 木 史 朗

名 称	区 域 の 範 囲
船石地区	長崎市船石町、中里町の一部 (別図 15 のとおり)

「別図15」

船石地区

(船石町及び中里町の各一部)

N

長崎自動車道

国道34号

船石公民館

船石公園

 区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域(災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。)及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が、3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 125 250 500 750 1,000 メートル